

(9) 無電柱化の推進

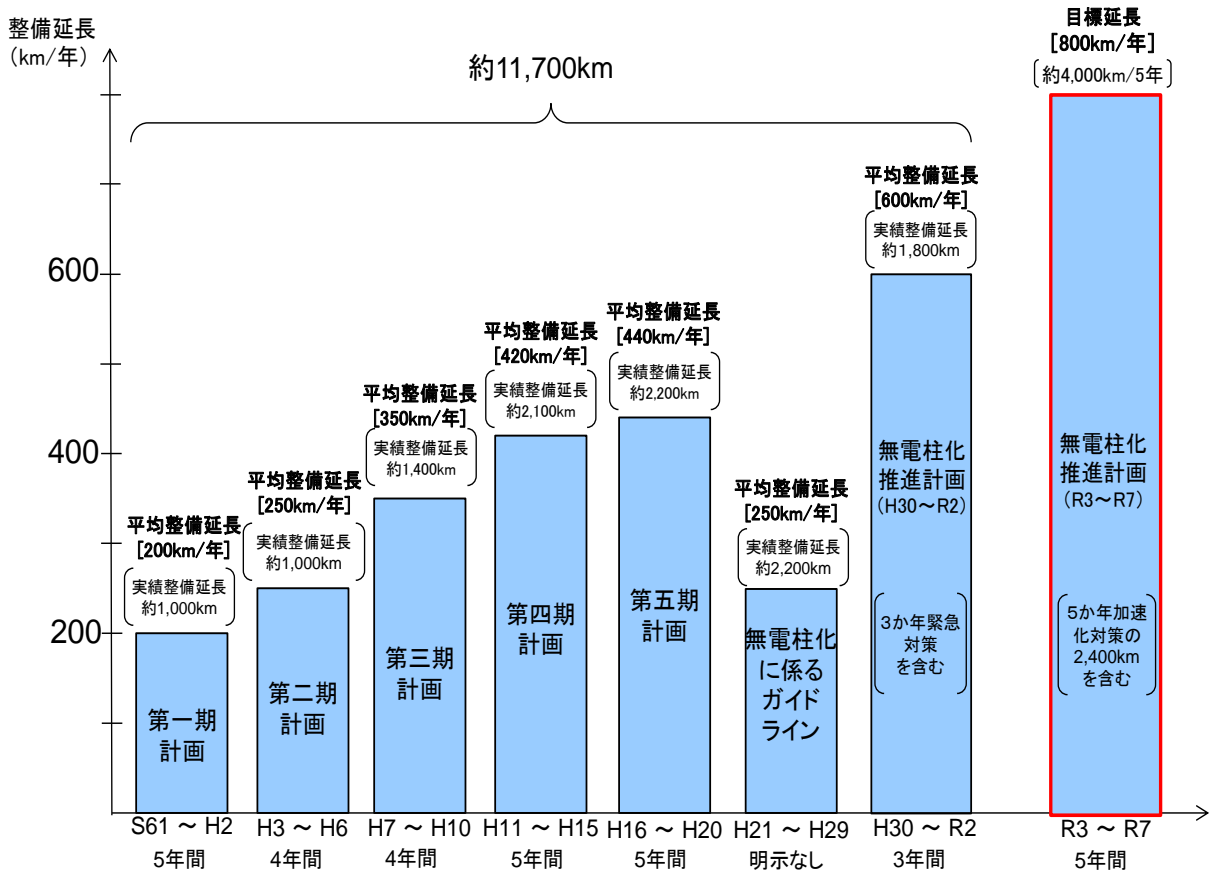
道路の防災性の向上，安全で快適な通行空間の確保，良好な景観の形成や観光振興の観点からの無電柱化を推進している。平成 28 年 12 月には，「無電柱化の推進に関する法律」が施行され，令和 3 年 5 月に法律に基づく新たな「無電柱化推進計画」を策定した。今後，無電柱化推進計画に基づき，多様な整備手法の活用や低コスト手法の普及拡大，占用制度の的確な運用等により，より一層の無電柱化の推進を図ることとしている。

①欧米やアジアの主要都市と日本の無電柱化の現状

	無電柱化率	備考
ロンドン	100%	UKPN 資料『UKPN SI1 tables 2018-19』による 2018 年の状況 (ケーブル延長ベース)
パリ	100%	海外電力調査会調べによる 2019 年の状況 (ケーブル延長ベース)
香港	100%	国際建設技術協会調べによる 2004 年の状況 (ケーブル延長ベース)
シンガポール	100%	『POWER QUALITY INITIATIVES IN SINGAPORE, CIRED2001, Singapore, 2001』による 2001 年の状況(ケーブル延長ベース)
台北	96%	台北市道路管線情報センター資料による 台北市区の 2015 年の状況 (ケーブル延長ベース)
ソウル	50%	『韓国電力統計 2019』による 2018 年の状況 (ケーブル延長ベース)
日本全国	1%	国土交通省調べによる 2019 年度末の状況 (道路延長ベース：高速道路を除く)
東京都	5%	
東京 23 区	8%	
大阪市	6%	
東京 23 区	48%	
大阪市	46%	電気事業連合会調べによる 2018 年度末の状況 (ケーブル延長ベース)

②無電柱化の推進に関する目標

令和3年度を初年度とする新たな「無電柱化推進計画」（令和3年5月25日 国土交通大臣決定）に基づき、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）で着手する約2,400kmも含め、新たに約4,000kmの無電柱化を推進



③電柱倒壊のリスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化率

第5次社会資本整備重点計画の指標

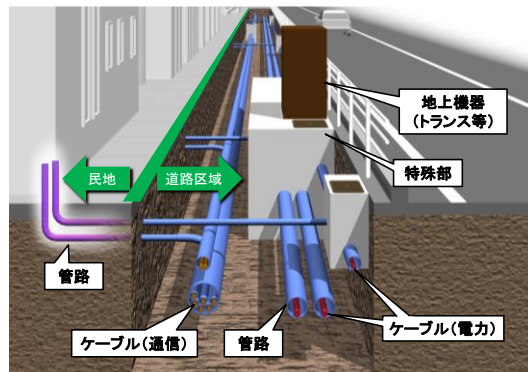
令和元年度	令和7年度
38%	52%

④緊急輸送道路等における新設電柱の占用禁止措置


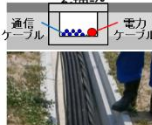

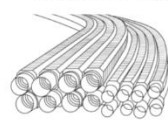
占用禁止措置済みの緊急輸送道路等（道路延長）（R5.3.31までに告示）			
	直轄国道	都道府県管理道路	市町村管理道路
約93,000km	約22,000km	約61,000km	約10,000km

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

⑤低コスト手法の取組



電線共同溝（イメージ）

	管路の浅層埋設 (実用化済)	小型ボックス活用埋設 (実用化済)	直接埋設 (国交省等において実証実験を実施)	角型多条電線管【FEP管】 (実用化済)
整備手法	現行より浅い位置に埋設  浅層埋設の事例	小型化したボックス内にケーブル  小型ボックスの事例	ケーブルを地中に直接埋設  直接埋設の事例(京都)	安価で弾性がある角型多条電線管を地下に埋設  FEP管のイメージ
取組状況	・浅層埋設基準を緩和 (平成28年4月施行)	・モデル施工(平成28年度～) ・電力ケーブルと通信ケーブルの離隔距離基準を改定 (平成28年9月施行)	・直接埋設方式導入に向けた課題のとりまとめ (平成27年12月) ・直接埋設用ケーブル調査、舗装への影響調査 (平成28年度) ・実証実験を実施 (平成29～30年度)	
・「道路の無電柱化低コスト手法導入の手引き -Ver.2-」を作成し、自治体へ配布(平成31年3月発出)				
・各整備局の電線共同溝技術マニュアル改正				

⑥防災・減災に資する道路等の無電柱化の促進に係る特例措置

(固定資産税)

対象施設	電線管理者が無電柱化を行う際に新たに取得した電線等	
特例措置の内容	道路法第37条に基づき電柱の占用を禁止している道路の区域	課税標準 4年間1/2
	上記以外の緊急輸送道路	課税標準 4年間3/4
特例期間	3年間 (令和4年度～令和6年度)	